

AIネットワーク社会推進会議

第6回 議事概要

1. 日時

平成29年7月25日（火）11:00～12:00

2. 場所

中央合同庁舎第2号館 11階 総務省 第3特別会議室

3. 出席者

(1) 構成員

須藤議長、三友副議長、岩本構成員（代理：木谷 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ取締役常務執行役員）、大屋構成員、キーナン構成員（代理：小野寺 日本アイ・ビー・エム株式会社東京基礎研究所副所長）、宍戸構成員、実積構成員、城山幹事、新保構成員、高橋構成員、中川幹事、萩田構成員（代理：堀川 株式会社国際電気通信基礎技術研究所知能ロボティクス研究所社会実装プロジェクト主査）、橋元幹事、林構成員、東原構成員（代理：城石 株式会社日立製作所研究開発グループ技術戦略室技術顧問）、平野（拓）構成員（代理：榊原 日本マイクロソフト株式会社執行役員・最高技術責任者）、平野（晋）幹事、Pointer構成員（代理：吉村 グーグル合同会社公共政策部マネージャー）、堀幹事、山本構成員

(2) 総務省

金子総務大臣政務官、鈴木総務審議官、富永総務審議官、吉田大臣官房総括審議官、武田大臣官房総括審議官、吉岡官房審議官（情報流通行政局担当）、今川情報通信国際戦略局情報通信政策課長、田尻情報通信政策研究所長、香月情報通信政策研究所調査研究部長、福田情報通信政策研究所付、成原情報通信政策研究所調査研究部主任研究官、尾川情報通信政策研究所調査研究部主任研究官

(3) オブザーバー

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室、内閣府、個人情報保護委員会事務局、情報通信研究機構、科学技術振興機構、理化学研究所、産業技術総合研究所、（一社）産業競争力懇談会

4. 議事概要

(1) 開催要綱等

資料1の開催要綱（改）の確認が行われ、事務局より、構成員について、日本アイ・ビー・エム株式会社の与那嶺特別顧問の退任及びキーナン社長の就任並びに日本マイクロソフト株式会社の平野社長の就任（注：樋口会長の退任については前々回に報告）の旨の報告があった。

(2) 事務局からの説明

事務局より、資料2に基づき、報告書2017（案）に関する意見募集の結果及び報告書2017（案）について説明が行われた。

(3) 意見交換

【平野幹事（開発原則分科会長）】

- ・ 国際的な議論のためのAI開発ガイドライン案において、AIの定義に汎用AIを含めるか否かについて、“技術開発の動向を見極めながら今後の議論に委ねるべき”という日本IBM社の主張を記述するのであれば、7月20日に開催された合同分科会において示された“ガイドライン案は、利用者からみても納得できる常識的なものである。このような内容のガイドラインに賛成できないという開発者の姿勢は、利用者に不安を与えることになる”という近藤構成員の反対意見も記述すべきである。
- ・ 汎用AIを対象に含まないとすると、汎用AIに関しては、AI開発原則（9原則）を守らなくてもよいということになってしまうので、日本IBM社の主張は内容的にも受け入れられるものではない。

【小野寺 日本IBM東京基礎研究所副所長（キーナン構成員代理）】

- ・ 汎用AIを除外すべき、AI開発原則を守らなくてよいと言っているわけではない。汎用AIについては、様々な意見があることを踏まえると、ガイドライン案では、汎用AIには言及しないで、単にAIとだけ記述し、汎用AIに関する様々な意見は報告書で記述すべきであるというのが当社の主張である。

【大屋構成員（影響評価分科会長代理）】

- ・ 合同分科会において板倉開発原則分科会・影響評価分科会構成員から御指摘があったところだが、汎用AIが現時点で存在していないからガイドライン案の対象から外すというのは一般的な考え方ではなく、むしろ、不確定要因が大きいのであれば、基本的にガイドライン案の対象に含めておいて、安全性が確認できたところで対象から外すというのが一般的な考え方である。さらに指摘があったのは、汎用AIを対象から外すことにより、偽汎用AI、自称汎用AIが、AI開発原則を守らなくなるおそれが生ずるということである。
- ・ 汎用AIが現時点で存在しないからといって、ガイドライン案の対象に含めないとする合理的な理由はない。他方、過剰な規制、不適切な規制を避けるために、対象とする範囲、内容を不断に見直すことは必要であり、それを前提として汎用AIも対象に含めるべきである。

【三友副議長】

- ・ 多くの構成員が参加しているので、多様な意見が出るのは当然であり、なるべく多様な意見を取り入れた方がよいが、報告書で記述することとガイドライン案で記述することは区別すべきである。特に、ガイドライン案は、国際的な場で議論する素材となるものであることを意識すべきである。

【堀幹事（開発原則分科会技術顧問）】

- ・ 米国と欧州との中間的な立ち位置で、非規制的なガイドライン案を作成しようと議論を積み重ねてきた。ここに至って、汎用AIを対象から外すという後退した印象を与えることは望ましくない。報告書に、議論の過程を記述することには同意できるが、ガイドライン案については、議論の過程は記述していない原案に戻すことが望ましい。

【中川幹事】

- ・ AI開発原則の内容は非常に常識的なものであり、汎用AIでも特化型AIでも守ってもらいたいものである。
- ・ IEEEの議論では、当然汎用AIが射程に入ってくることを意識しているものと思われる。したがって、技術開発のスピードや諸外国の議論を踏まえても、汎用AIと特化型AIとの線引きすることが妥当かどうか、取り立てて汎用AIを区分して考える必要はないのではないかと。

【木谷 NTTデータ取締役常務執行役員（岩本構成員代理）】

- ・ ガイドライン案は、非規制的・非拘束的なものであることが謳われており、また、不断に見直すこととなっているので、汎用AIを対象に含めてよいのではないかと考えている。
- ・ AIについては、使っているうちに振る舞いが自律的に変化するため、現実的には利活用の段階で問題が生じる可能性が高いものと考えられる。今後は、利活用を検討する中で、汎用AIについてきちんと議論する必要がある。

【山本構成員】

- ・ 汎用AIが今後どのようなようになるのか予測できないが、だからこそガイドラインという基本的な考え方となるものが必要であり、そのことによって、汎用AIの研究・開発がさらに進んでいかないと考えている。
- ・ 汎用AIをガイドライン案の対象に含めたとしても、汎用AIの将来性を危惧するものではない。是非、日本の主張として世界に発信すべきである。

【中川幹事】

- ・ AIの動きは、作った時の予測とは大きく変わる可能性があるため、開発の段階では比較的自由にやっても構わず、利活用の段階で倫理的な問題や法律的な問題を考えることが必要である。
- ・ 利活用の段階では、人間にとってよいのか悪いのかという観点を見ることになるため、AI開発原則のうち特に9番目のアカウントビリティの原則が非常に重要であり、アカウントビリティがうまく機能するとAIを安心して使える状態を実現することができる。

(4) その他

須藤議長より、本日の議論を踏まえ、議長、平野幹事（開発原則分科会長）、城山幹事（影響評価分科会長）等で報告書の記述等を調整した上で、公表する旨の発言があった。